

2 主な意見の内容

① 条例の目的																			
寄せられた御意見	市の考え方																		
屋外での喫煙による健康被害の科学的根拠が不明である	<p>たばこの煙には、ニコチン、種々の発がん物質・発がん促進物質、一酸化炭素などを含む多くの有害物質が確認されており、これら有害物質の発生は、喫煙者本人が吸い込む主流煙よりも、たばこの点火部から立ち昇る副流煙の方が多いいことも知られています。</p> <p>このような有害物質を含むたばこの煙は、喫煙者本人だけでなく、喫煙者の周囲にいる人たちにとっても、肺がんや虚血性心疾患、呼吸器疾患などの疾病を引き起こす危険因子となるものです。</p> <p>屋外では、密閉した屋内と比べ煙の影響は少なくなると考えられますが、屋外であるからといって、喫煙者の周囲にいる人たちの健康に影響を与えることはないと言い切ることにはできないと考えています。</p>																		
屋外でもたばこの煙は有害である	<p>路上喫煙による被害を防止するためには、喫煙マナーやモラルの向上がたいへん重要であると認識しています。</p> <p>しかしながら、市民アンケート調査の結果をみても、喫煙者個々人のマナー意識やモラルの向上に期待するだけでは限界があるから条例を制定すべきであると答えた方も多くおられます。</p> <p>本条例によって新しいルールが定着し、路上喫煙等に対する市民意識及び喫煙者のマナー意識のより一層の高揚が図ることができるものと考えています。</p>																		
マナー向上に努めるのが先決である	<p>(参考) 市民アンケート調査の結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">「条例を制定すべき理由」</th> <th style="text-align: center;">件</th> <th style="text-align: center;">%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td> <td style="text-align: center;">1,093</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td>喫煙者個々人のマナー意識の向上に期待するだけでは限界がある</td> <td style="text-align: center;">790</td> <td style="text-align: center;">72.3</td> </tr> <tr> <td>小児や女性のやけどの事故を未然に防止するとともに、生活安全に対する市民意識の向上を図ることができる</td> <td style="text-align: center;">676</td> <td style="text-align: center;">61.8</td> </tr> <tr> <td>喫煙を禁止する区域を設けるなど、条例で規制することで、より徹底した取組が行える</td> <td style="text-align: center;">659</td> <td style="text-align: center;">60.3</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: center;">92</td> <td style="text-align: center;">8.4</td> </tr> </tbody> </table>	「条例を制定すべき理由」	件	%	全体	1,093	100	喫煙者個々人のマナー意識の向上に期待するだけでは限界がある	790	72.3	小児や女性のやけどの事故を未然に防止するとともに、生活安全に対する市民意識の向上を図ることができる	676	61.8	喫煙を禁止する区域を設けるなど、条例で規制することで、より徹底した取組が行える	659	60.3	その他	92	8.4
「条例を制定すべき理由」	件	%																	
全体	1,093	100																	
喫煙者個々人のマナー意識の向上に期待するだけでは限界がある	790	72.3																	
小児や女性のやけどの事故を未然に防止するとともに、生活安全に対する市民意識の向上を図ることができる	676	61.8																	
喫煙を禁止する区域を設けるなど、条例で規制することで、より徹底した取組が行える	659	60.3																	
その他	92	8.4																	
たばこ以外に規制すべきものが多数ある																			
路上喫煙を一律に規制すべきでない	<p>道路など、不特定多数の人が利用する屋外の公共の場所では、喫煙者本人が、周りに配慮しながら、立ち止まって喫煙していても、すれ違いざまに他の歩行者にやけどや衣服の焼け焦げ等の被害を与えるおそれがあります。</p> <p>このため、本条例では歩行中の喫煙だけでなく、立ち止まった喫煙なども規制の対象としたいと考えています。</p>																		
路上喫煙の禁止ではなく、歩行喫煙をやめさせるようにすべき																			

① 条例の目的

寄せられた御意見	市の考え方
ぽい捨て防止も目的に含めるべき	<p>条例骨子案にも示しているとおおり、条例の目的は、やけどや衣服の焼け焦げ等の防止すなわち「安心・安全」という観点に加え、「健康」という観点も盛り込んでいきたいと考えています。</p> <p>また、吸い殻のぽい捨て防止については、京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例に基づき、ぽい捨て防止に向けた取組を行っていることから、本条例の目的には含めることは考えていません。</p>
目的に受動喫煙の防止を入れるべき	<p>しかしながら、路上に捨てられた吸い殻の多くが、路上喫煙によるものであることから、路上喫煙を規制することにより、ぽい捨て防止の相乗効果が期待できるものと考えます。</p>

② 路上喫煙等の定義

寄せられた御意見	市の考え方
自動車内の喫煙も規制すべき	<p>自動車内の喫煙については、自動車が専ら車道を走行することから、やけど等の被害を歩行者に与える危険性が低いと考えられるため、条例によって規制することは考えていません。</p> <p>走行中の車両等からたばこを投げ捨てる行為は、道路交通法で禁止している行為です。また、停車中の場合は、個別具体的に判断されることとなりますが、火の付いているたばこを投げ捨てた場合は同法で禁止している行為に当たると考えられます。</p>
自動車内の喫煙もぼい捨てする場合は規制の対象とするべき	<p>また、吸い殻のぼい捨てについては、京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例に基づき規制を行っていることから、重ねて規制は行うことは考えていません。</p>
配慮しての喫煙まで規制することは行き過ぎである	<p>道路など、不特定多数の人が利用する屋外の公共の場所では、喫煙者本人が、周りに配慮しながら、立ち止まって喫煙していても、すれ違いざまに他の歩行者にやけどや衣服の焼け焦げ等の被害を与えるおそれがあります。また、喫煙者本人が気付かないまま、他人にたばこの煙を吸わせてしまう場合もあります。</p>
立ち止まっての喫煙まで規制することは行き過ぎである	<p>このような被害を未然に防ぐため、市内全域の屋外の公共の場所では、路上喫煙等をしないよう努める努力義務を課すとともに、やけどなど路上喫煙等による被害の危険性が極めて高いと考えられ、かつ明確にその範囲を示し周知することができる特定の場所を路上喫煙等禁止区域に指定し、区域内での違反者に罰則を適用したいと考えています。</p>
屋内の公共の場所を含めるべき	<p>屋内におけるたばこ対策については、健康増進法及び京都市たばこ対策行動指針に基づき、受動喫煙の防止等の取組を進めているため、本条例には盛り込むことは考えていません。</p>
公園での喫煙を規制すべきではない	<p>本条例は、道路など、不特定多数の人が自由に出入りすることができる屋外の公共の場所での路上喫煙等を規制するものです。公園も屋外の公共の場所に含まれます。</p>
携帯灰皿を使用すればなんら条例の目的に違反する行為ではない	<p>携帯灰皿の携行によって、吸い殻のぼい捨ては減るかもしれませんが、やけどなどの被害の防止に直接つながるものではないと考えます。</p>
マナーが第一であり、個人の携帯灰皿携行をアピールすべきである	

② 路上喫煙等の定義

寄せられた御意見	市の考え方
歩きたばこがなくなれば、必然的にぼい捨てもなくなる	路上に捨てられた吸い殻の多くが、路上喫煙によるものであることから、路上喫煙を規制することにより、ぼい捨て防止の相乗効果が期待できるものと考えます。
路上喫煙者はそのまま路上にぼい捨てすることが多く道路が汚く見苦しい	

③ 努力義務

寄せられた御意見	市の考え方
努力義務という程度では生やさしい	<p>本条例は喫煙を全面的に禁止するというものではありません。</p> <p>したがって、罰則を伴う規制は、可能な限り一部の区域に限定する必要があると考えています。</p> <p>このため、市内全域の屋外の公共の場所では、路上喫煙等をしないよう努める努力義務を課すとともに、やけどなど路上喫煙等による被害の危険性が極めて高いと考えられ、かつ明確にその範囲を示し周知することができる特定の場所を路上喫煙等禁止区域に指定し、区域内での違反者に対し罰則を適用したいと考えています。</p>
喫煙場所は煙を吸わされないような場所・形態で設けてほしい	<p>路上喫煙等禁止区域内では、他の歩行者の安全を確保することができないため、喫煙場所を設けることは考えていません。</p> <p>また、禁止区域は路上喫煙等による被害を防止するために設けることから、禁止区域内での喫煙所の設置は、条例の趣旨に反することになるのではないかと考えています</p>
喫煙場所を設けるべき	
喫煙場所を設けるべきではない	
歩きタバコなどに限定して規制すべき	<p>道路など、不特定多数の人が利用する屋外の公共の場所では、喫煙者本人が、周りに配慮しながら、立ち止まって喫煙していても、すれ違いざまに他の歩行者にやけどや衣服の焼け焦げ等の被害を与えるおそれがあります。また、喫煙者本人が気付かないまま、他人にたばこの煙を吸わせてしまう場合もあります。</p>
市内全域の道路等で喫煙しないよう努力義務を課すことは行き過ぎである	<p>このような被害を未然に防ぐため、市内全域の屋外の公共の場所では、路上喫煙等をしないよう努める義務を課すとともに、やけどなど路上喫煙等による被害の危険性が極めて高いと考えられ、かつ明確にその範囲を示し周知することができる特定の場所を路上喫煙等禁止区域に指定し、区域内での違反者に罰則を適用したいと考えています。</p>
公共の場所の管理者に迷惑喫煙防止の努力義務を課すべきである	<p>本条例は、路上喫煙者本人に対し、路上喫煙等禁止区域内での喫煙等を禁止するなどの措置を講ずるものであり、健康増進法のように施設の管理者に必要な措置を講ずるよう求めるものではありません。</p>

③ 努力義務

寄せられた御意見	市の考え方																		
喫煙マナーの向上を図るべき	<p>路上喫煙による被害を防止するためには、喫煙マナーやモラルの向上がたいへん重要であると認識しています。</p> <p>しかしながら、市民アンケート調査の結果をみても、喫煙者個々人のマナー意識やモラルの向上に期待するだけでは限界があるから条例を制定すべきであると答えた方も多くおられます。</p> <p>本条例により新しいルールが定着し、路上喫煙等に対する市民意識及び喫煙者のマナー意識のより一層の高揚を図ることができるものと考えています。</p>																		
行政が啓発に努めるべき	<p>(参考) 市民アンケート調査の結果</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">「条例を制定すべき理由」</th> <th style="text-align: center;">件</th> <th style="text-align: center;">%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td> <td style="text-align: center;">1,093</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td>喫煙者個々人のマナー意識の向上に期待するだけでは限界がある</td> <td style="text-align: center;">790</td> <td style="text-align: center;">72.3</td> </tr> <tr> <td>小児や女性のやけどの事故を未然に防止するとともに、生活安全に対する市民意識の向上を図ることができる</td> <td style="text-align: center;">676</td> <td style="text-align: center;">61.8</td> </tr> <tr> <td>喫煙を禁止する区域を設けるなど、条例で規制することで、より徹底した取組が行える</td> <td style="text-align: center;">659</td> <td style="text-align: center;">60.3</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: center;">92</td> <td style="text-align: center;">8.4</td> </tr> </tbody> </table>	「条例を制定すべき理由」	件	%	全体	1,093	100	喫煙者個々人のマナー意識の向上に期待するだけでは限界がある	790	72.3	小児や女性のやけどの事故を未然に防止するとともに、生活安全に対する市民意識の向上を図ることができる	676	61.8	喫煙を禁止する区域を設けるなど、条例で規制することで、より徹底した取組が行える	659	60.3	その他	92	8.4
「条例を制定すべき理由」	件	%																	
全体	1,093	100																	
喫煙者個々人のマナー意識の向上に期待するだけでは限界がある	790	72.3																	
小児や女性のやけどの事故を未然に防止するとともに、生活安全に対する市民意識の向上を図ることができる	676	61.8																	
喫煙を禁止する区域を設けるなど、条例で規制することで、より徹底した取組が行える	659	60.3																	
その他	92	8.4																	

④ 路上喫煙等禁止区域の指定及び同区域内での路上喫煙等の禁止	
寄せられた御意見	市の考え方
市内全域を禁止区域にすべき	<p>本条例は喫煙を全面的に禁止するというものではありません。</p> <p>したがって、罰則を伴う規制は、可能な限り一部の区域に限定する必要があると考えています。</p> <p>また、現在健康増進法及び京都市たばこ対策行動指針に基づき、屋内における対策が進められていますが、これらたばこに関する取組を進めるに当たっては、喫煙される方とそうでない方との共存ということも十分認識しなければならないと考えています。</p> <p>このようなことも踏まえ、路上喫煙等禁止区域の指定は、市内全域ではなく、一部区域に限定すべきであると考えています。</p>
禁止区域は限定的にすべき	
禁止区域は広く指定すべき	
禁止区域の指定は慎重に行うべき	
禁止区域内に喫煙場所を設けるべき	<p>路上喫煙等禁止区域内では、他の歩行者の安全を確保することができないため、喫煙場所を設けることは考えていません。</p> <p>また、禁止区域は路上喫煙等による被害を防止するために設けることから、禁止区域内での喫煙所の設置は、条例の趣旨に反することになるのではないかと考えています。</p>
禁止区域内に喫煙場所を設置してはならない	
観光地も禁止区域とすべき	<p>やけどなど路上喫煙等による被害の危険性が極めて高いと考えられ、かつ明確にその範囲を示し周知することができる特定の場所を路上喫煙等禁止区域に指定し、区域内での違反者に対し罰則を適用したいと考えています。</p> <p>当初に、禁止区域に指定する場所として、繁華街の特に歩行者が多い道路を考えていますが、禁止区域の指定を、観光地や学校周辺などに拡大していくことにつきましては、禁止区域の明示や十分な周知が可能かどうか等の課題もあるため、条例施行後の効果なども検証しながら、慎重に検討していきたいと考えています。</p>
子供がいる場所を禁止区域とすべき	
禁止区域の表示を明確にすべき	<p>路上喫煙等禁止区域には、禁止区域であることを明示するために、看板や路面標識等を設置します。ご意見のとおり、分かりやすいものとなるよう努めます。</p>
禁止区域を示す標識は景観を損なわずに分かりやすいものにすべき	

⑤ 罰則	
寄せられた御意見	市の考え方
マナー向上を図るべき	<p>条例の実効性を確保するため、違反者に対し罰則（過料）を科すこととしていますが、罰則を適用することにより、次のような効果が期待できると考えています。</p> <p>①禁止区域での喫煙等を抑止する効果が期待できる。</p> <p>②違反者に条例の趣旨を理解してもらうことができ、再発防止の効果が期待できる。</p> <p>③新しいルールが定着し、路上喫煙等に対する市民意識及び喫煙者のマナー意識のより一層の高揚を図ることができる。</p>
罰則は必要ない	
過料の金額は2千円以上とすべき	<p>「過料」は、市長が、裁判所などの力を借りずに自らの権限で科すことができる行政処分です。</p> <p>過料の金額については、現場での徴収が基本となるため、持ち合わせがあるような金額、また、違反者とのトラブルを防ぎかつ一定の抑止効果が期待できるような金額という観点から、他の先行自治体の事例も踏まえ、1千円～2千円としたいと考えています。</p>
過料の金額は高いほうがよい	
指導に従わない違反者に限り過料を科すべき	<p>違反者に対する罰則（過料）の適用方法について、指導に従わない場合に限って過料を科するという方法では、喫煙者の間で「指導されたら、やめれば過料は徴収されない」というような考え方が広がるおそれがあり、場合によっては、禁止区域での喫煙等を抑止することが非常に困難になってしまうことも考えられます。</p> <p>このようなことから、罰則を科すことによって期待できる抑止効果や再発防止の効果を最大限生かすためには、違反者に対し即過料処分を行うことが望ましいのではないかと考えています。</p> <p>罰則の適用は、本条例の趣旨や目的、路上喫煙等禁止区域及び罰則の適用方法等について十分な周知を行ったうえで、実施したいと考えています。</p>
違反者に即過料を科すべき	
ぽい捨てする者にも罰則を科すべき	<p>吸い殻のぽい捨てについては、京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例に基づき規制を行っていることから、重ねて規制は行うことは考えていません。</p>
周知を十分行うべき	<p>条例制定後、十分な周知期間を設け、市民の皆様にも本条例の趣旨や目的、路上喫煙等禁止区域及び罰則（過料）の適用方法等を周知徹底するとともに、禁止区域内に看板や路面標識等を設置するなどして、禁止区域の明示を行って参ります。</p>
条例はどのように周知するのか	

⑥ 審議会の設置	
寄せられた御意見	市の考え方
審議会は公平に意見が反映できるようにメンバー構成を考えるべき	<p>条例制定後、路上喫煙等への対策全般に関する取組について、市長の諮問に基づき審議等を行うため、「(仮称)京都市路上喫煙等対策審議会」を設置します。本審議会は、様々な立場の方から広く意見を聴く公開の審議会として参ります。</p>
審議会には医師等の専門家に参加してほしい	
審議会の委員にはたばこに偏見を持った人を選任すべきではない	
審議会は多数決で決めるものにすべきでない	
審議会は公開すべきである	

⑦ その他	
寄せられた御意見	市の考え方
喫煙者・非喫煙者が共存できるまちづくりを望む	<p>現在、我が国では、健康増進法に基づき、室内での禁煙及び分煙が進められています。これらたばこに関する取組を進めるに当たっては、喫煙される方とそうでない方との共存ということも十分認識しなければならないと考えています。</p> <p>市民アンケート調査やパブリックコメント等でいただいた喫煙される方のお考えや御意見なども十分踏まえながら、取組を進めたいと考えています。</p>
違反者には厳しい罰則を科すなど、徹底した取組をすべき	<p>条例の実効性をより高めるため、やけどなど路上喫煙等による被害の危険性が極めて高いと考えられ、かつ明確にその範囲を示し周知することができる特定の場所を路上喫煙等禁止区域に指定し、区域内での違反者に対し罰則を適用したいと考えています。</p> <p>罰則の適用は、本条例の趣旨や目的、路上喫煙等禁止区域及び罰則(過料)の適用方法等について十分な周知を行ったうえで、実施したいと考えています。</p>
条例の周知を十分にすべきである	<p>条例制定後、十分な周知期間を設け、市民の皆様には本条例の趣旨や目的、路上喫煙等禁止区域及び罰則(過料)の適用方法等を周知徹底するとともに、禁止区域内に看板や路面標識等を設置するなどして、禁止区域の明示を行って参ります。</p>
禁止区域の明示を確実にすべき	